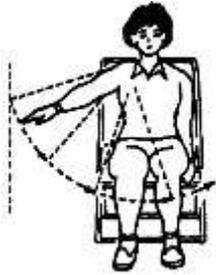


サービスジャッジの合図



サービスフォルトコールド アンデュー・ディレイ

第9条第1項(1)

サーバー・レシーバーがそれぞれの態勢を整えた後は、両サイドともにサービスを不当に遅らせては、ならない。(主審がコール)

第9条第1項(2)

サーバーのラケットヘッドの後方への動きの完了した時点が、サービスの始まりを不当に遅らせているかの判断基準となる。



サービスフォルトコールド フット

第9条第1項(3)

サーバー及びレシーバーは、斜めに向かい合ったサービスコート内に、サービスコートに触れずに立つものとする。

第9条第1項(4)

サーバー及びレシーバーの両足の一部は、サービスを始めてからサービスがなされるまで、その位置でコート面に接していなければならない。



サービスフォルトコールド ベイス・オブ・シャトル

第9条第1項(5)

サーバーは、ラケットで最初にシャトルの台を打つものとする。



サービスフォルトコールド トゥ・ハイ

第9条第1項(6)

サーバーのラケットで打たれる瞬間にシャトル全体がサーバーのウエストより下になければならない。

(サーバーのラケットで打たれる瞬間にシャトル全体が必ずコート面から1.15m以下でなければならない。)



サービスフォルトコールド コンティニュアス・モーション

第9条第1項(8)

サーバーのラケットは、サービスを始めてからなされるまで前方への動きを継続しなければならない。